



発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の終了認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部画整理課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……………（建設局道路管理部監察指導課）…

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

正誤

- 令和二年三月三十日付交通局規程第三十九号……………
- 令和五年三月十七日付交通局規程第二十六号……………

告示

● 東京都告示第八百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十三条第一項の規定に基づき西東京市新町四丁目土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名
下田 敬一

二 事業施行期間

令和三年十一月二十二日から令和六年九月三十日まで

三 施行地区

西東京市新町四丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日

西東京市新町四丁目土地区画整理事業

令和三年十一月二十二日

五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日

令和六年七月十九日

● 東京都告示第八百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

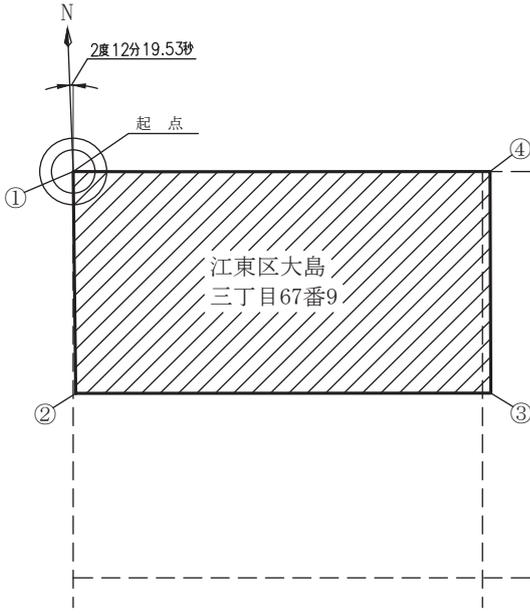
令和六年七月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



※ 座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【起点】
 起点は、座標 (X=-34029.997、Y=-204.303) とする。

【凡例】
 - - : 単位区画
 — : 敷地境界
 [Hatched Box] : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(2度12分19.53秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標】

地点	X	Y
①	-34029.997	-204.303
②	-34035.456	-204.449
③	-34035.839	-194.318
④	-34030.388	-194.128

●東京都告示第八百三十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道三宅循環線

二 指定する区間 三宅島三宅村神着千六百二番一地先から同所二千四百二十番一地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

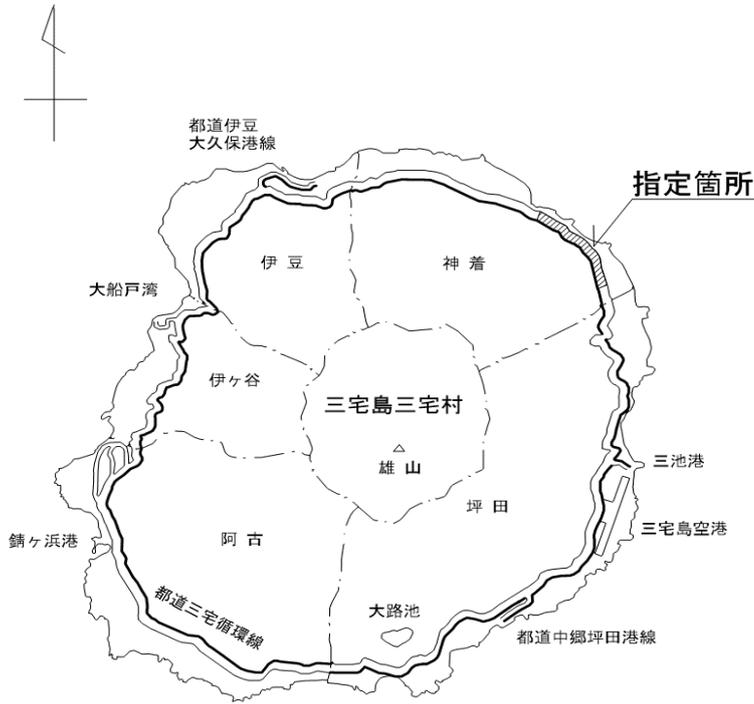
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道三宅循環線
三宅村神着地内

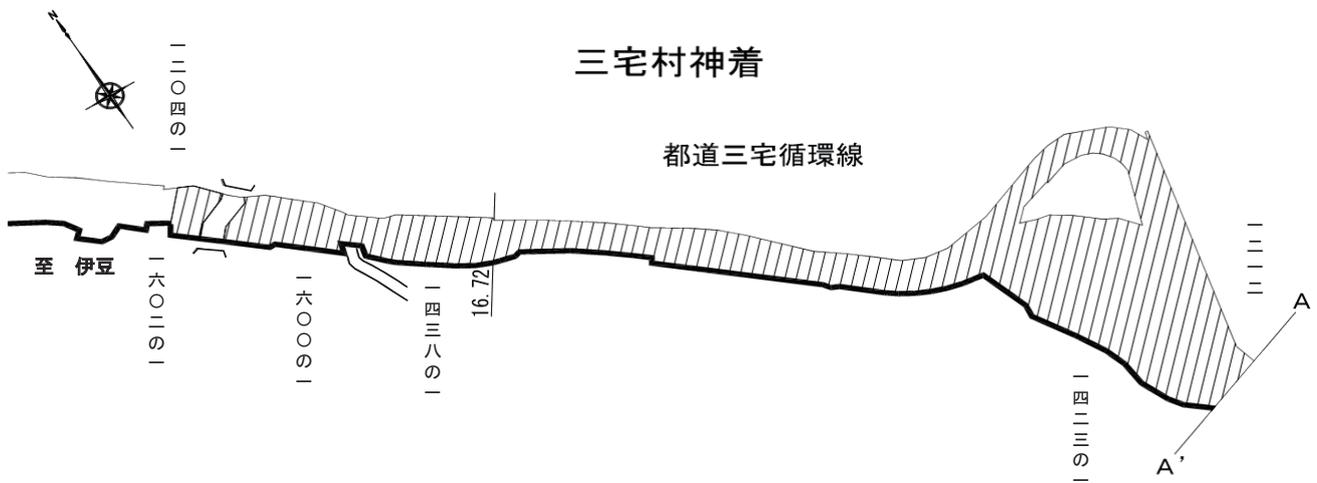


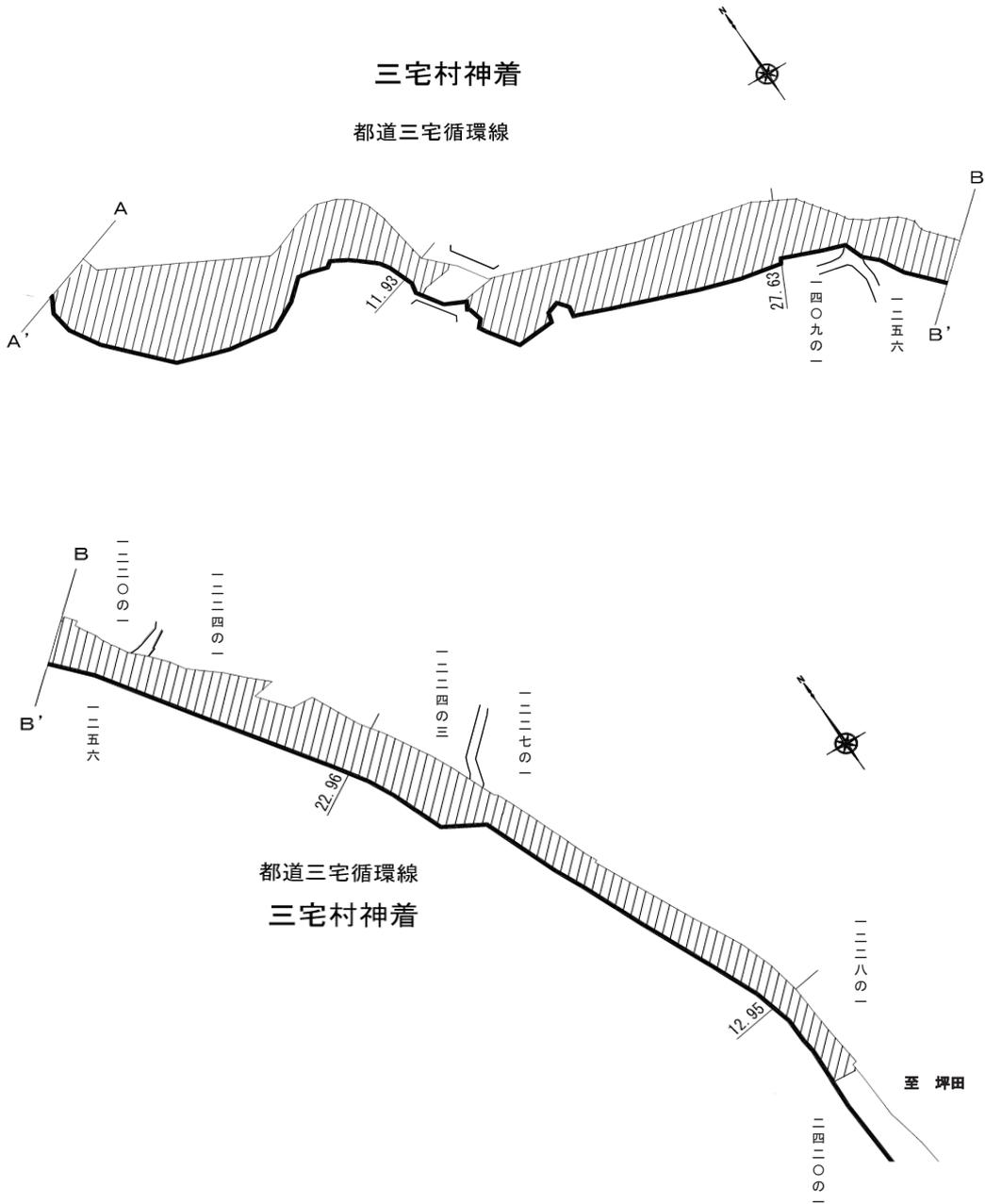
延長 一、一八九・五一メートル

(電線共同溝予定名称 三宅循環・四号)



三宅村神着





●東京都告示第八百三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年七月十九日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道三宅循環線

二 指定する区間 三宅島三宅村阿古二千四百十九番一地先から同村伊ヶ谷七百番地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

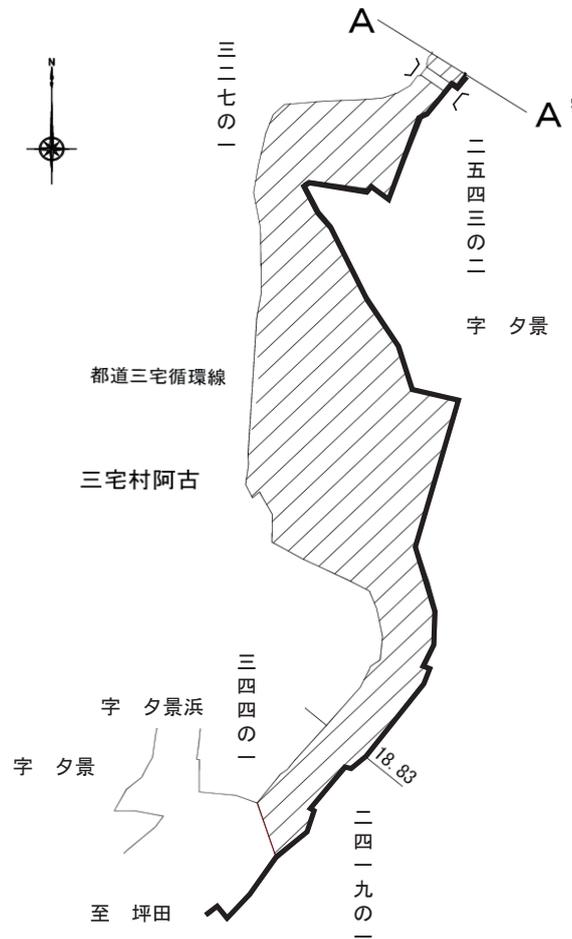
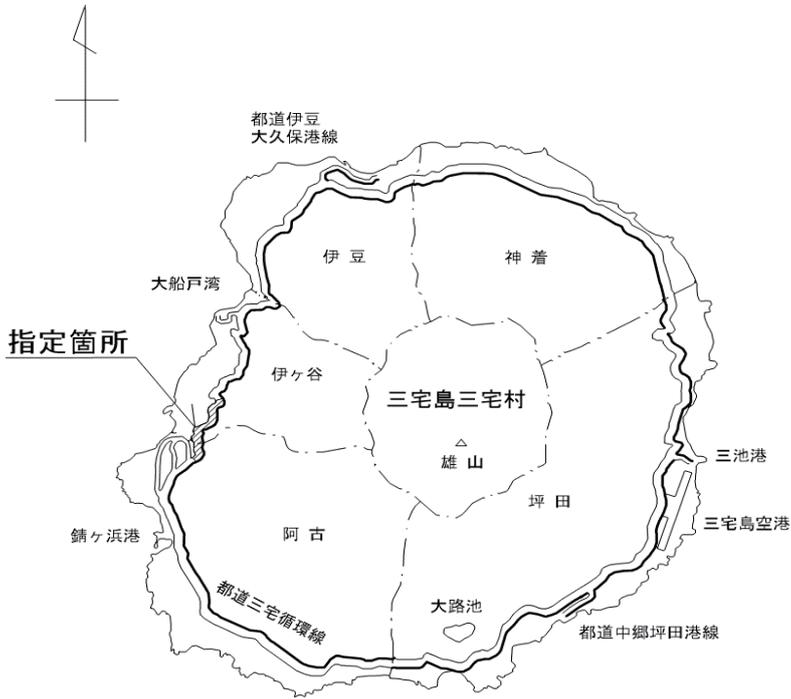
別 図

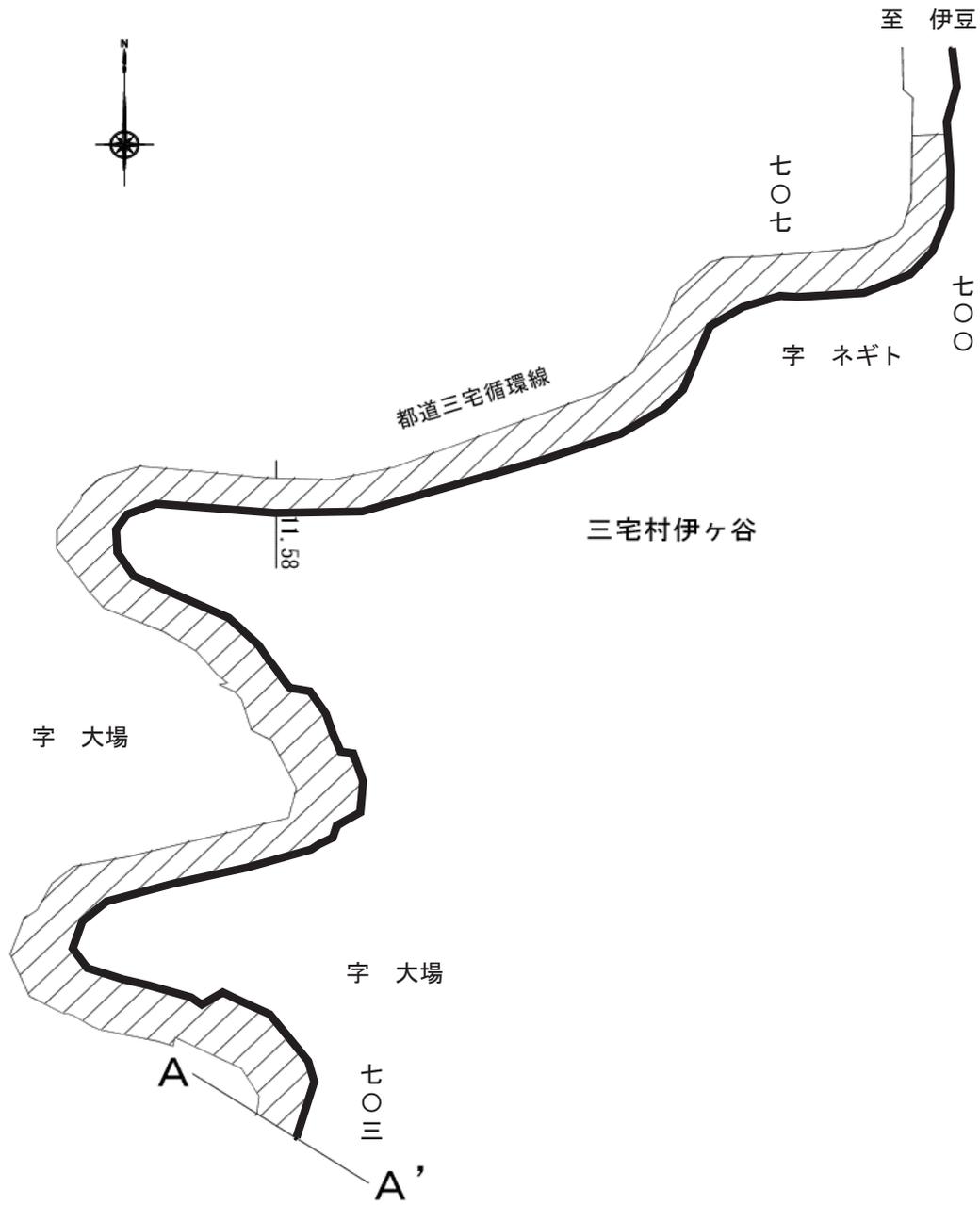
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道三宅循環線
三宅村阿古、伊ヶ谷



延長一、〇五三・四一メートル

(電線共同溝予定名称 三宅循環・五号)





公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和六年七月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

稲城市大字矢野口字根方二千 西東京市東伏見三丁目六番
 九百八十一番一 十九号

タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

正 誤

○令和二年三月三十日付交通局規程第三十九号
 増刊29三ページ中段中「線」を「鉄道線」に訂正する。

○令和五年三月十七日付交通局規程第二十六号
 増刊11六ページ上段中「線」を「鉄道線」に訂正する。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001

定価 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所 三鈴印刷株式会社
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
 郵便番号 101-0051